

海田町立図書館システム更新業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、「海田町立図書館システム更新業務」に係る契約の相手方となる事業者を、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）にて選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

海田町立図書館システム更新業務

(2) 業務内容

別紙「図書館システム更新業務基本仕様書」のとおり。ただし、当該仕様書は、最低限の要件を定義したものであり、よりよいシステムとなる提案を妨げるものではない。

(3) 業務期間

別紙「図書館システム更新業務基本仕様書」のとおり。

3 提案上限額

(1) 図書館システム保守業務（令和8年10月1日から60カ月）

月額 金239,910円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 図書館システム機器借上（令和8年10月1日から60カ月）

月額 金254,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本業務のシステム使用料及びシステム保守委託料は、契約期間中すべてに係る費用を月額に平準化して支払う予定としていることから、本業務の企画提案においては履行期間におけるすべての費用を算出し、その総額を履行期間の月数で等分した額をもって提案額とすること。

※上記(1)にはシステムの運用・保守にクラウドシステムの利用料を含めた額とする。

※上記(2)にはシステムの設計、開発、構築及びハードウェアの導入を含めた機器のリース額とする。

4 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 令和8年度海田町の物品調達等入札参加資格の認定を受けている者であること。ただし、参加申込に合わせて競争入札参加資格の申請をする者は、この要件を満たしている者として取り扱うため、申請の手続きをすること。申請方法は、海田町電子申請システム（令和7～9年度海田町物品調達等競争入札参加資格審査申請（随時受付））により申請すること。申請期限：令和8年4月15日（水）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

(3) 応募書類の提出時点において、本町の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続の開始決定がなされている者でないこと。

(6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びそれらに利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (8) ISO/IEC27001又はプライバシーマーク相当の認証を取得していること。
- (9) 過去5年間において他の公共自治体での同種業務又は類似業務の実績があり、本業務を遂行する十分な能力及び適正な執行体制を有していること。

5 実施スケジュール（予定）

	項目	日程
1	実施要領等の公表	令和8年3月18日（水）
2	質問票の受付	令和8年3月18日（水）～3月25日（水）
3	質問票に対する回答	令和8年3月31日（火）予定
4	参加申込書の提出期限	令和8年4月9日（木）
5	参加資格の可否通知	令和8年4月15日（水）
6	企画提案書等の提出期限	令和8年4月23日（木）
7	提案の審査（プレゼンテーション）	令和8年5月13日（水）予定
8	審査結果の通知・公表	令和8年5月19日（火）予定
9	契約の締結	令和8年6月下旬予定

6 実施要領等の配布

- (1) 配布開始日
令和8年3月18日（水）
- (2) 配布方法
海田町ホームページに掲載する。（URL <https://www.town.kaita.lg.jp/>）

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和8年3月18日（水）～3月25日（水）
- (2) 提出方法
質問票（様式1）により、電子メールで提出すること。（宛先 toshokan@town.kaita.lg.jp）その際、電子メールの件名は「【事業者名】海田町立図書館システム更新業務質問書」とすること。
※電話及び直接来館による質問には応じない。
※審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法
令和8年3月31日（火）以降に海田町ホームページに掲載する。

8 参加申込書の提出

- (1) 提出期限
令和8年4月9日（木）
- (2) 提出方法

持参又は郵送で海田町立図書館に提出（持参の場合は海田町立図書館開館日の午前9時30分から午後5時までに、郵送の場合は必着とする。）

(3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式2）
- ② 業務実績書（様式3）
- ③ ISO/IEC27001またはプライバシーマーク相当の認証について、認証の証書の写し
- ④ 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）

※なお、リース会社に委任が想定される場合は、委任予定のリース会社の業務実績書（様式3）、会社概要を提出すること。

(4) 参加資格の可否通知

令和8年4月15日（水）までに通知する。

(5) 参加資格の取消

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月23日（木）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留）で海田町立図書館に提出（持参の場合は海田町立図書館開館日の午前9時30分から午後5時までに、郵送の場合は書留郵便とし、受付最終日午後5時までに必着とする。）

(3) 企画提案書の作成に関する基本事項について

- ① 表紙・目次・本編で構成すること
- ② 用紙はA4判、用紙方向は縦で文字は横書きとし、左綴じとする。
- ③ 本編は40ページ以内として、両面印刷で印刷すること。
- ④ システム構成図等はA3判（折込）を可とする。
- ⑤ 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。
- ⑥ 文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。（図面等は除く）
- ⑦ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、極力平易な表現で記載すること。なお、理解しにくい用語や専門用語は脚注を付記すること。
- ⑧ 参照が必要な箇所には、該当ページ等を記入すること。

(4) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- ① 企画提案書提出届（様式4）
- ② 企画提案書（なお、提案書の内容については任意とするが、「企画提案書内容評価表」に沿った内容となることが望ましい。）
- ③ 業務実施体制（様式5）
- ④ 図書館システム機能要件調査票（仕様書）
- ⑤ 見積額及び内訳書（任意様式）

(5) 提出部数

正本1部、副本5部、正本の内容を電子データで保存したCD-ROM1部を提出すること。（ファイ

ル形式は指定がある場合を除き Adobe 社 P D F 形式とする)

(6) 提案の取り下げ等

① 企画提案書の再提出

企画提案書の再提出は、上記(1)の期限までは受け付ける。ただし、部分的な差し替えは認めない。

② 提案を取り下げる場合

辞退届(様式6)を提出するものとする。

(7) 企画提案書等の取扱い

① 提出書類は、再提出があった場合を除き、辞退届が提出された場合であっても返却しない。

② 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

③ 記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。

10 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施する。

なお、プレゼンテーションに参加しないものは辞退したもののみなす。

(1) 実施日時・場所

令和8年5月13日(水) 予定 海田町役場(詳細は事前に通知)

(2) 出席者

1者3名以内とする。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、1者35分程度(提案説明20分以内、質疑応答15分以内)で実施し、持ち込み機器類設置・撤収に係る時間はプレゼンテーションの前後各10分以内とする。デモンストレーションを除き、追加での提案資料や資料配布は認めない。なお、プレゼンテーションは非公開で実施する。

(4) 機材

プロジェクター及びスクリーンは本町において準備する。なお、プロジェクターに接続するパソコン等は、参加者において用意・設置すること。

11 受託候補者の選定

(1) 選定委員会の設置

企画提案書の審査は、本プロポーザルのために組織された選定委員会において、応募者の提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。企画提案書を提出した者が1者の場合でも当該評価は成立する。

(2) 評価方法

業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション内容及び見積金額等を別に定める企画提案書内容評価表に基づき総合的に評価する。

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案者を、受託候補者として選定する。なお、同点の場合は機能評価の高い者を受託候補者とする。それでもなお同点の場合は、見積額の低い者を受託候補者とする。

12 契約の締結

(1) 選定委員会の審査の結果、決定した受託候補者と見積合わせのうえ契約を締結する。その手続きは海田

町財務規則による。

- (2) 協議が整わない場合にあつては、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約内容及び契約金額は、提案書の内容をもとに、本町と協議の上で決定する。

※本プロポーザルに係る契約の締結において、リース会社に賃貸借契約の委任を行う場合は、受託候補者の委任するリース会社と契約締結を行う。

1.3 失格事項

本プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者
- (2) 企画提案書を受付期間中に提出しなかった者
- (3) 申込受付以降に参加資格がないことが判明した者

※参加資格がないことが判明した場合は、直ちに報告すること。

1.4 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。
- (2) 企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に関する費用は、参加者の負担となる。
- (3) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 本プロポーザルの参加者は公正なプロポーザルの確保のために、次のような行為を行ってはならない。
 - ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為
 - ② 提案の内容又はその意思について他の参加者と事前に相談すること。
 - ③ 選定終了前に他の参加者に提案内容を意図的に開示すること。
- (6) 参加者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また本プロポーザルにおいて本町が提供する資料は、本プロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (7) 契約締結後においても、事業者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、本町は契約を解除することができる。
- (8) 業務の契約締結までの準備にかかる経費については、受託候補者の負担とする。
- (9) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (10) 提出書類について情報公開請求があつた場合は、海田町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）に基づき、公開する場合がある。

1.5 問合せ

海田町立図書館

所在地 〒736-0032 広島県安芸郡海田町南幸町 1-11

電話 082-823-3215

E-mail toshokan@town.kaita.lg.jp